

常磐自動車道
小高スマート I C 諸設備詳細設計

特記仕様書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 東北支社
いわき工事事務所

目 次

第1章 総則

1-1	適用範囲	1
1-2	調査等概要	1
1-3	適用する共通仕様書	1
1-4	監督員	2
1-5	主任補助監督員	2
1-6	現場作業責任者	2
1-7	業務実績情報システムへの登録	2
1-8	着手日等	3
1-9	計画工程表	3
1-10	資料の貸与	4
1-11	補償費等	4
1-12	関係官公署及び関係会社への手続き	4
1-13	受注者相互の協力	5
1-14	打合せ	5
1-15	部分使用	6
1-16	インターチェンジ名称	6
1-17	三者協議会について	7
1-18	遠隔立会	8
1-19	クマ対策に係る費用	8
1-20	疑義について	8

第2章 細部に関する事項

2-1	設計の区分	9
2-2	成果品	9
2-3	現地調査	9
2-4	設計条件	10
2-5	設計内容	10

第1章 総則

1-1 適用範囲

本特記仕様書は、東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき工事事務所（以下「ネクスコ東日本」または「発注者」という）が発注する「常磐自動車道 小高スマートＩＣ諸設備詳細設計」（以下「本業務」という。）に適用する。

1-2 調査等概要

1-2-1 調査等名 常磐自動車道 小高スマートＩＣ諸設備詳細設計

1-2-2 路線名 常磐自動車道

1-2-3 道路名 常磐自動車道、仙台南部道路

1-2-4 履行箇所 常磐自動車道
自) 福島県いわき市
至) 福島県南相馬市
仙台南部道路
自) 宮城県仙台市
至) 宮城県仙台市

1-2-5 主な履行内容

本業務は、常磐自動車道 小高スマートＩＣ新設に伴う諸設備の詳細設計を実施するものである。

設計項目	単位	数量
受配電設備設計	式	1
自家発電設備設計	式	1
道路照明設備設計	式	1
可変式道路情報板設備設計	式	1
交通量計測設備設計	式	1
ＣＣＴＶ設備設計	式	1
伝送交換設備設計	式	1
電力系遠方監視制御設備設計	式	1
通信土木工事設計	式	1
通信線路工事設計	式	1
ＥＴＣ設備設計	式	1
可変式速度規制標識設備設計	式	1
路車間情報設備設計	式	1
放射線量計測地点表示板設計	式	1

1-3 適用する共通仕様書

調査等請負契約書（以下「契約書」という。）第1条に規定する仕様書のうち、「施設工事調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

1-4 監督員

本業務における監督員はいわき工事事務所長とする。

1-5 主任補助監督員

共通仕様書 1-6-3 「主任補助監督員」に規定する主任補助監督員に権限を委任した内容に以下の表に記載の事項を追加するものとする。

契約書条項	項 目	内 容
第 9 条 第 2 項 第四号	監督員	業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

1-6 現場作業責任者

共通仕様書 1-8-1 「現場作業責任者の設置」で規定する「常駐」とは、現場業務に立会することをいう。

1-7 業務実績情報システムへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書 1-12-4 「テクリス登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が 100 万円以上の調査等（共通仕様書第 3 章「建築工事設計」を除く。）について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1-3 「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- （１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から 15 日以内
- （２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 15 日以内
- （３）完了時は、完了届提出日の翌日から 15 日以内

なお、変更時と完了時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

本業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-8 着手日等

1-8-1 着手日及び履行期間

本業務は、共通仕様書 1-13-1「着手日」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式—1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 120 日間

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 600 日間※1

※1 全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-8-2 作業日

共通仕様書 1-13-2「作業日」の規定に以下の表に記載の期間を追加するものとする。また、期間の変更がある場合は監督員の指示に従うものとする。

期 間（予定）※2	
GW混雑期	4月下旬から5月上旬
夏季混雑期	8月上旬から8月中旬
年末年始混雑期	12月下旬から翌1月上旬

※2 期間の詳細は別途監督員から指示するものとする。

1-9 計画工程表

- (1) 受注者は、共通仕様書 1-14-1「作業計画書の提出」に規定する計画工程表の作成にあたっては、「様式—2」を参考とし、設計項目・設計単位等の作業単位毎に作業完了時期を明示するものとする。
- (2) 受注者は、作業完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1-9-4「照査の実施」に規定する照査、1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。
- (3) 計画工程表は、本特記仕様書 1-12「関係官公署及び関係会社への手続き」に規定する手続きに必要な期間を十分に考慮し作成すること。

1-10 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1「資料の貸与」及び 4-3-3「資料の貸与」に規定する貸与資料は、共通仕様書「表 4-2 貸与資料」の規定によらず以下の表に記載のとおりとする。なお貸与予定日までに貸与資料を貸与できない場合の取扱いが監督員と協議の上、決定するものとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備 考
設計成果品	常磐自動車道 小高スマートインターチェンジ路線測量・土質調査	契約締結の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品	常磐自動車道 小高スマートインターチェンジ橋梁詳細設計	契約締結の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品	常磐自動車道 小高スマートインターチェンジ詳細設計	契約締結の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品	常磐自動車道 小高スマートインターチェンジ附帯工設計	契約締結の翌日より 7 日以内	電子成果品
設計成果品	令和 6 年度 常磐自動車道 諸設備支障移転設計	契約締結の翌日より 7 日以内	電子成果品
その他監督員が必要と認めた資料			

1-11 補償費等

本業務において補償費等は見込まれないことから、当初の請負金額に含まないものとする。

1-12 関係官公署及び関係会社への手続き

本業務の施行に関する関係官公署及び関係会社は以下の表に記載のとおりとし、協議及び手続きに必要な資料は受注者において作成するものとする。

協議内容	協議先
受電に係る協議	東北電力ネットワーク株式会社
電力需給契約に係る協議	東北電力株式会社
自家発電設備設置に係る協議	相馬地方広域消防本部
E T C の整備に係る協議	福島県公安委員会
可変式道路情報板設備の整備に係る協議	福島県公安委員会
コンテナ型データセンタ設置に係る協議	福島相双建設事務所、相馬地方広域消防本部

1-13 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20 「受注者相互の協力」に規定する「隣接または関連の調査等の受注者」は以下の表に記載のとおりとする。なお、以下の表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関
(仮称) 常磐自動車道 小高スマート I C アイランド設計	未定	未定	ネクスコ東日本
(仮称) 常磐自動車道 小高スマート I C 舗装詳細設計	未定	未定	ネクスコ東日本

1-14 打合せ

1-14-1 調査等打合簿の作成及び提出

共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する調査等打合簿の提出は、打合せ後遅滞なく監督員に提出するものとする。また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後遅滞なく受注者へ返送するものとする。

1-14-2 打合せ回数

本業務に必要な打合せ、現地調査及び検査は以下の表に記載のとおりとし、検査及び打合せはいわき工事事務所(福島県いわき市)にて対面(日帰り)で行うものとする。また、履行状況により打合せ回数及び場所に変更があった場合でも請負代金額の変更は行わないものとする。

項 目	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	回 数
現地調査 (当初打合を兼ねる)	1 人	2 人	2 人	1 回
中間打合せ (1 回目)	1 人	1 人	1 人	1 回
中間打合せ (2 回目以降)	—	1 人	1 人	2 回
業務内容確認検査	1 人	1 人	—	1 回
最終打合せ	1 人	—	1 人	1 回

1-15 部分使用

共通仕様書 1-36-1 「適用範囲」(1)の規定に基づき部分使用を請求する内容及び時期は以下の表に記載のとおりとする。なお、使用開始時期を変更する場合は監督員と協議の上、決定するものとする。

内 容	時 期
アイランド設計の用に供するもの ・可変式道路情報板設備設計（設置位置の設計） ・E T C設備の設計（路側無線装置の設計）（設置位置の設計） ・E T C設備の設計（E T C車線表示板等の設計）（設置位置の設計） ・E T C設備の設計（路側機器の設計）（設置位置の設計）	令和 9 年 1 1 月頃
舗装詳細設計の用に供するもの ・受配電設備設計（受変電室規模の設計） ・受配電設備設計（電線路の設計） ・自家発電設備の設計（発電機室規模の設計） ・道路照明設備の設計（道路照明設備の設計（T Y P E D）、 （標識照明設備の設計） ・可変式道路情報板設備設計（配線・電源の設計） ・伝送交換設備設計（機器配置及び室内広さの設計） ・電力系遠方監視制御設備設計（機器配置及び室内広さの設計） ・通信土木工事設計 ・通信線路工事設計 ・E T C設備の設計（路側無線装置の設計）（配線・電源の設計） ・E T C設備の設計（E T C車線表示板等の設計） （配線・電源の設計） ・E T C設備の設計（路側機器の設計）（配線・電源の設計）	令和 1 0 年 2 月頃

1-16 インターチェンジ名称

設計図書に記載のインターチェンジ名称等は仮称であり、変更される場合がある。設計期間中においてインターチェンジ名称が変更になった場合は、監督員から通知するものとし、成果品への反映は監督員と協議の上、決定するものとする。なお、インターチェンジ名称の変更による契約変更は行わないものとする。

1-17 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者との間で協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

1-18 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書1-23「立会い及び検査」に規定する立会い及び検査について、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、立会い及び検査の実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議の上、決定するものとする。

1-19 クマ対策に係る費用

1-19-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場業務においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

1-19-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、以下の表に記載のとおりとし、記載されたもの以外については、事前に監督員と協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1-19-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

なお、熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

1-20 疑義について

本業務にあたり、疑義が生じた事項及び本特記仕様書に記載されていない事項については、監督員と協議の上、決定するものとする。

第2章 細部に関する事項

2-1 設計の区分

本業務は、常磐自動車道 小高スマート I C 新設に伴う諸設備の詳細設計を行うものであり、工事の施行に必要な全ての設計及び工事数量の算出を行うものである。また、本業務対象以外の設備に影響を及ぼす場合は、本業務内で提言を行うものとする。

2-2 成果品

成果品一覧は共通仕様書 4-3-9「成果品」に規定する「表 4-3 成果品一覧」によらず、以下の表に記載のとおりとする。また、本業務の内容に関連のない図面については適用しないものとするが、記載以外の図面であっても工事の施工に必要な図面については、監督員の指示により作成するものとする。また、記載の各図面については、図面構成等について監督員と協議の上、複数の図を 1 枚に作図できるものとする。

成果品項目	縮 尺	出力用紙 の大きさ	成果品 仕上げ区分	数量	
				製本※ ²	電子データ
設計報告書※ ¹	—	A 3、A 4	C	1 部	2 部
仕 様 書	—	A 3、A 4	C	1 部	2 部
設 計 図	1/2～1/50,000	A 3	D	1 部	2 部
設計計算書	—	A 3、A 4	C	1 部	2 部
数量計算書	—	A 3、A 4	C	1 部	2 部

凡例 C：Microsoft Word または Microsoft Excel による仕上げ

D：Autodesk AutoCAD による仕上げ

※1 仕様書及び設計計算書と共に構成することも可能とする。

※2 A 3 版または A 4 版のパイプ式ファイル綴じとする。

2-3 現地調査

受注者は、現地調査を実施し、本特記仕様書 1-2-5「主な履行内容」に規定する設計内容に必要な現地状況等の基本的事項を把握するものとする。なお、現場調査が必要な場所は以下の表に記載のとおりとする。

現場調査箇所	調査日数
常磐自動車道 いわき中央 I C、広野 I C、浪江 I C、小高スマート I C 建設予定地 仙台南部道路 長町 I C	2 日

2-4 設計条件

- (1) 小高スマート I C は本線直結かつ上下線分離、フルインター形式である。なお、スマート I C とは、高速道路の本線から乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、E T C を搭載した車両に限定しているインターチェンジである。
- (2) 小高スマート I C は料金収受関係者が常駐しない料金所とし、E T C 設備等は長町 I C において遠隔監視・制御する構成とする。
- (3) 小高スマート I C は環道型前方退出路方式とする。

2-5 設計内容

本業務の設計内容は以下によるほか、その細部については「別紙ー 1, 2」の内容とし監督員と打合せの上、設計を行うものとする。

- (1) 設計にあたっては、経済的かつ効率的な設計を行うものとする。また、道路走行景観や沿線からの外景観についても十分配慮して設計を行うものとする。
- (2) 各設備の設計にあたっては、工事の手順、設備の切替方法、工事に伴う既設設備への影響等を十分検討し、必要に応じて工事の施工のための仮設設備についても検討を行ったうえで設計を行うものとする。

2-5-1 低圧受配電設備の設計（インターチェンジ）

受配電設備の設計（インターチェンジ）とは、道路付帯施設及びトンネルに設置される諸設備に供給する電源設備の設計を行うことをいい、その設計内容は共通仕様書 4-1 2-2 (3)「低圧受配電設備（パーキングエリア、バスストップ、本線照明）の設計」を「低圧受配電設備（インターチェンジ）の設計」と読み替え適用するものとする。

また、機器を設置する電気室はコンテナ型データセンタとし、サーバ機器本体その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる設備及び空調の風道その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有する室内広さにて設計を行うこととする。室内広さは本特記仕様書 2-5-7「伝送交換設備の設計（ローカル伝送設備）」、2-5-8「電力系遠方監視制御設備の設計（子局、孫局）」及び 2-5-11「E T C 設備設計」にて選定した機器を収容できる寸法とする。

2-5-2 自家発電設備の設計

自家発電設備の設計とは、共通仕様書 4-1 3「自家発電設備設計」のことをいう。なお、自家発電設備に使用する主要機器及び燃料槽は屋外に設置する仕様で設計を行うものとする。

2-5-3 道路照明設備の設計（インターチェンジ）

道路照明設備の設計（インターチェンジ）とは、共通仕様書 4-14-3「道路照明設備の設計」及び共通仕様書 4-14-4「標識照明設備の設計」のことをいう。なお、指定されたエリアとは、スマートインターチェンジにおける本線分合流部・ETCレーン部（ETCレーン部には環道型前方退出路を含む）のことをいい、その照明規模は以下の表に記載のとおりとする。

対象箇所	照明規模
小高スマートIC（上り線）	TYPE-D
小高スマートIC（下り線）	TYPE-D

2-5-4 可変式道路情報板設備の設計

可変式道路情報板の設計とは、共通仕様書 4-16「可変式道路情報板設備設計」のうち、料金所情報板（C2型）の設計を行うことをいう。

2-5-5 交通量計測設備の設計

交通量計測設備の設計とは、共通仕様書 4-19「交通量計測設備設計」のことをいい、交通量計測装置の中央局設備とは設計区間の起点側IC（常磐自動車道 広野ICまたは浪江IC）のローカル伝送設備を経由して通信を行うこととする。

2-5-6 CCTV設備の設計（明かり部用CCTV設備）

CCTV設備の設計とは、共通仕様書 4-22-2(2)「明り部用CCTV設備の設計」のことをいい、スマートインターチェンジの交通流監視のために料金所情報板（C2型）に共架するCCTV設備の設計を行うものである。

2-5-7 伝送交換設備の設計（ローカル伝送設備）

伝送交換設備の設計（ローカル伝送設備）の設計とは、共通仕様書 4-24「伝送交換設備設計」のことをいう。

なお、上位局等と接続する機器を小高スマートIC（下り線）に配置し、上下線間は構内伝送路にて構築することとする。

また、機器を設置する通信機械室は本特記仕様書 2-5-1「低圧受配電設備の設計（インターチェンジ）」で選定したコンテナ型データセンタとし、空気調和設備の設計においては、コンテナ型データセンタ内の各室を対象とする。

2-5-8 電力系遠方監視制御設備の設計（子局、孫局）

電力系遠方監視制御設備の設計（子局、孫局）とは、共通仕様書 4-28-2(2)「電力系遠方監視制御設備設計」のことをいい、子局種別は「遠制子局（縮小型）」とする。

なお、上位局等と接続する機器を小高スマートIC（下り線）に配置し、上下線間は構内伝送路にて構築することとする。

また、機器を設置する通信機械室は本特記仕様書 2-5-1「低圧受配電設備の設計（インターチェンジ）」で選定したコンテナ型データセンタとする。

2-5-9 通信土木工事の設計

通信土木工事の設計とは、共通仕様書 4-3 1「通信土木工事設計」のことをいう。

2-5-10 通信線路工事の設計

通信線路工事の設計とは、共通仕様書 4-3 2「通信線路工事設計」のことをいう。

2-5-11 ETC設備設計

ETC設備設計とは、共通仕様書 4-3 4「ETC設備設計」のうち、スマートIC用 ETC設備の設計を行うことをいい、以下の設備を含むものとする。

(1) 共通仕様書 4-3 4-1 (5) (ロ)「車線監視カメラ」

周辺監視カメラおよび環道型前方退出路内の監視を行うための環道監視カメラ

(2) 共通仕様書 4-3 4-1 (5) (ハ)「インターホン」

第2ゲートを通過した先にある待避所に設置する双方向テレビインターホンおよび拡声器（スピーカ）

(3) 共通仕様書 4-3 4-3「ETC車線表示板等の設計」

案内表示板

また、機器を設置するETC機械室は本特記仕様書 2-5-1「低圧受配電設備の設計（インターチェンジ）」で選定したコンテナ型データセンタとする。

2-5-12 可変式速度規制標識設備の設計

可変式速度規制標識設備の設計とは、共通仕様書 4-1 7「可変式速度規制標識設備設計」のことをいい、工事に伴い仮設している状態から完成時の状態（移設を含む）とする設計である。なお、対象設備は以下の表に記載のとおりとする。

番号	仮設状況	上下区分
No. 1	電源ケーブル	上り線
No. 2	電源、通信ケーブル及び基礎	下り線

2-5-13 路車間情報設備の設計

路車間情報設備の設計とは、共通仕様書 4-2 6「路車間情報設備設計」のことをいい、工事に伴い仮設している状態から完成時の状態とする設計である。なお、対象設備は以下の表に記載のとおりとする。

番号	仮設状況	上下区分
No. 1	電源ケーブル	上り線

2-5-14 放射線量計測地点表示板の設計

放射線量計測地点表示板の設計は、共通仕様書 4-16 「可変式道路情報板設備設計」を準用することとし、工事に伴い仮設している状態から完成時の状態とする設計である。なお、対象設備は以下の表に記載のとおりとする。

番号	仮設状況	上下区分
No. 1	電源ケーブル及び基礎	上り線

別紙－１　設計数量一覧表

設　計　数　量				設　計　区　間				
項　目	細　目	設計内容	単位	小高SIC (上9)	小高SIC (下9)	浪江IC～ 南相馬IC	広野IC～ ならはPA	長町IC
受配電設備設計	低圧受配電設備の設計（インターチェンジ）	受電地点・引込方法等の設計	箇所	1	1			
		設備容量・電圧等の設計	箇所	1	1			
		使用主機器の設計	箇所	1	1			
		電線路の設計	箇所	1	1			
		受変電室規模の設計	箇所	1	1			
自家発電設備設計	自家発電設備の設計	方式・容量の設計	箇所	1	1			
		主回路結線方式の設計	箇所	1	1			
		使用機器の設計	箇所	1	1			
		制御方式・受電との切換方式の設計	箇所	1	1			
		電線路の設計	箇所	1	1			
道路照明設備設計	道路照明設備の設計（インターチェンジ）	発電機室規模の設計	箇所	1	1			
可変式道路情報板設備設計	可変式道路情報板設備の設計	道路照明設備の設計（T Y P E 　D）	箇所	1				
		標識照明設備の設計	箇所	1				
交通量計測設備設計	交通量計測設備の設計	設置位置の設計	箇所	1	1			
		情報板・監視制御盤の設計	箇所	1	1			
		配線・電源の設計	箇所	1	1			
CCTV設備設計	CCTV設備の設計（明り部用CCTV設備）	交通量計測設備の設計	箇所			1	1	
		設置位置の設計	箇所			1	1	
		配線・電源の設計	箇所			1	1	
CCTV設備設計	CCTV設備の設計（明り部用CCTV設備）	カメラ配置の設計	箇所	1	1			
		制御・伝送機器配置の設計	箇所	1	1			
		各種機器仕様の設計	箇所	1	1			
		制御方式の設計	箇所	1	1			
		伝送方式の設計	箇所	1	1			
		構内伝送路の設計	箇所	1	1			
伝送交換設備設計	伝送交換設備の設計（ローカル伝送設備）	端末設備配置の設計	箇所		1			
		伝送設備の設計	箇所		1			
		交換設備の設計	箇所		1			
		監視・制御設備の設計	箇所		1			
		直流電源設備の設計	箇所		1			
		機器配置及び室内広さの設計	箇所		1			
		構内伝送路の設計	箇所		1			
電力系遠方監視制御設備設計	電力系遠方監視制御設備の設計（子局、孫局）	空気調和設備の設計	箇所		1			
		監視・制御・計測等項目の設計	箇所		1			
		伝送方式の設計	箇所		1			
		各種機器仕様の設計	箇所		1			
通信土木工事設計	通信土木工事の設計	機器配置及び室内広さの設計	箇所		1			
		伝送路の設計	箇所		1			
E T C設備設計	E T C設備の設計（路側無線装置の設計）	通信土木工事設計	km			1		
		通信線路工事の設計	km			1		
	E T C設備の設計（E T C車線表示板等の設計）	無線部及び通信制御部の設計	料金所	1	1			
		設置位置の設計	料金所	1	1			
		配線・電源の設計	料金所	1	1			
	E T C設備の設計（車線監視制御盤の設計）	設置位置の設計	料金所	1	1			
		表示板・表示灯及び路側表示器の設計	料金所	1	1			
		配線・電源の設計	料金所	1	1			
	E T C設備の設計（料金所サーバ・I Cカード処理装置の設計）	車線監視制御盤の設計	料金所		1			
		配線・電源の設計	料金所		1			
		設置位置の設計	料金所		1			
	E T C設備の設計（料金所サーバ・I Cカード処理装置の設計）	料金所サーバ・I Cカード処理装置の設計	料金所		1			
		配線・電源の設計	料金所		1			
		設置位置の設計	料金所		1			
可変式速度規制標識設備設計	可変式速度規制標識設備の設計	E T C設備の設計（路側機器の設計）	料金所	1	1			
		各種路側機器の設計	料金所	1	1			
		配線・電源の設計	料金所	1	1			
		E T C設備の設計（無停電電源設備の設計）	料金所	1	1			1
		無停電電源設備の設計	料金所	1	1			
路車間情報設備設計	路車間情報設備の設計	料金収受機械との接続設計	料金所	1	1			
		設置位置の設計	I C間			1		
放射線量計測地点表示板設計	放射線量計測地点表示板の設計	配線・電源の設計	I C間			1		
			箇所			1		

設 計 区 間								
小高SIC (上り)	小高SIC (下り)	浪江IC～ 南相馬IC	広野IC～ ならばPA	長町IC				
設 計 区 間								
細 目	項 目	内 容	小高SIC (上り)	小高SIC (下り)	浪江IC～ 南相馬IC	広野IC～ ならばPA	長町IC	
低圧受配電設備の設計（インターチェンジ）	受電地点・引込方法等の設計	1 当該地域の電力会社ネットワークの調査	○	○				
		2 受電地点の選定	○	○				
		3 引込回線数の検討	-	-				
		4 引込方法	○	○				
	設備容量・電圧等の設計	1 変圧器容量	-	-				
		2 契約電力	○	○				
		3 契約種別	○	○				
		4 受電電圧	○	○				
	使用主機器の設計	1 受配電盤	○	○				
		2 変圧器	-	-				
		3 しや断器	-	-				
		4 コンデンサ	-	-				
		5 避雷器	○	○				
		6 照明制御盤	○	○				
		7 コントロールセンター又は配分電盤	-	-				
		8 配置及び設置の方法	○	○				
		9 遠隔装置その他諸施設との受渡し及び取り合わせ	○	○				
	電線路の設計	1 配電方式	○	○				
		2 電線保護材の選定及び仕様	○	○				
		3 電線ケーブル等の選定及び仕様	○	○				
		4 端末機器との接続	○	○				
	受変電室規模の設計	1 受変電室の規模	○	○				
		2 機器設置基礎及び配線ビット等	○	○				
自家発電設備の設計	方式・容量の設計							
	原動機	1 起動方式	○	○				
		2 冷却方式	○	○				
		3 給油方式	○	○				
		4 容量の決定	○	○				
		5 換気容量	-	-				
	発電機	1 励磁方式	○	○				
		2 制御方式	○	○				
		3 容量の決定	○	○				
	主回路結線方式の設計		1 設置基礎の設計	○	○			
			2 配置及び設置の方法	○	○			
	使用機器の設計							
	原動機関係	1 原動機	○	○				
		2 起動装置及び換気装置	○	○				
		3 冷却装置	○	○				
		4 燃料貯蔵槽及び冷却水槽	○	○				
	発電機関係	1 発電機	○	○				
		2 発電機盤	○	○				
		3 起動盤（励磁装置含む）	○	○				
		4 補機盤	○	○				
	制御方式・受電との切換方式の設計		1 自動起動・自動停止	○	○			
			2 受電とのインターロック	○	○			
	電線路の設計	1 配電方式	○	○				
		2 電線保護材の選定及び仕様	○	○				
		3 電線ケーブル等の選定及び仕様	○	○				
		4 端末機器との接続	○	○				
	発電機室規模の設計	1 発電機室の規模	-	-				
		2 補機及び貯油槽の規模	○	○				
		3 機器設置基礎及び配線ビット等	○	○				
道路照明設備の設計（インターチェンジ）	道路照明設備の設計（TYPE D）							
	機器の選定及び仕様	1 照明灯具		○				
		2 照明ポール		○				
		3 配線器具		○				
		4 配線・設置方法		○				
	電路の設計	1 配電方式		○				
		2 電線保護材の選定及び仕様		○				
		3 電線ケーブル等の選定及び仕様		○				
		4 地中箱等の設計		○				
	標識照明設備の設計							
	電路の設計	1 配電方式		○				
		2 電線保護材の選定及び仕様		○				
		3 電線ケーブル等の選定及び仕様		○				
		4 地中箱等の設計		○				
可変式道路情報板設備の設計	設置位置の設計	1 情報板の設置位置	○	○				
		2 監視制御盤の設置位置	-	-				
		3 機器配置及び基礎、支柱、配線ビット等	○	○				
	情報板・監視制御盤の設計	1 情報板の選定及び仕様	○	○				
		2 監視制御盤の仕様	-	-				
		3 附属機器の仕様	○	○				
	配線・電源の設計	1 受電地点の選定及び引込方法	-	-				
		2 電線保護材の選定及び仕様	○	○				
		3 電線ケーブル等の選定及び仕様	○	○				
交通量計測設備の設計	交通量計測設備の設計	1 装置の選定及び仕様			○	○		
		2 換気設備等諸施設との受渡し及び取り合わせ			○	○		
	設置位置の設計	1 機器配置及び基礎、支柱、配線ビット等			○	○		
		2 受電地点の選定及び引込方法			○	○		
	配線・電源の設計	1 受電地点の選定及び引込方法			○	○		
		2 電線保護材の選定及び仕様			○	○		

設 計 項 目			設 計 区 間				
細 目	項 目	内 容	小高SIC (上り)	小高SIC (下り)	浪江IC～ 南相馬IC	広野IC～ ならばPA	長町IC
CCTV設備の設計（明り部用CCTV設備）	カメラ配置の設計	1 テレビカメラの取付間隔及び台数	○	○			
		2 テレビカメラの取付位置及び取付方法	○	○			
		3 テレビカメラに附属する制御機器等の取付位置及び取付方法	○	○			
		4 配線・電源の設計	○	○			
	制御・伝送機器配置の設計	1 監視所内の機器配置及び配線ビット等	○	○			
		2 子局内の機器配置及び配線ビット等	○	○			
	各種機器仕様の設計						
		監視所に設置する機器仕様の設計					
		子局に設置する機器仕様の設計					
		トンネル内または本線上等に設置する機器仕様の設計					
	制御方式の設計	1 監視所～子局間の制御・監視方式及び項目	○	○			
		2 子局～テレビカメラ間の制御・監視方式及び項目	○	○			
	伝送方式の設計						
		映像信号の伝送方式	○	○			
	制御信号の伝送方式	1 監視所～子局間の伝送方式	○	○			
		2 子局～テレビカメラ間の伝送方式	○	○			
	構内伝送路の設計						
		テレビカメラ～子局間の伝送路	○	○			
		トンネル内または構内伝送路	○	○			
伝送交換設備の設計（ローカル伝送設備）	端末設備配置の設計	1 音声・データ・映像端末配置の設計	○	○			
		2 各種端末設備毎の通信方式の設計	○	○			
	伝送設備の設計	1 伝送システム系統の検討	○	○			
		2 通信伝送容量の設計	○	○			
		3 伝送回線品質の設計	○	○			
		4 伝送回線構成の設計	○	○			
		5 各種機器仕様の設計	○	○			
	交換設備の設計	1 交換方式の設計	○	○			
		2 交換設備容量の設計	○	○			
		3 各種機器仕様の設計	○	○			
	監視・制御設備の設計	1 装置構成の設計	○	○			
		2 システム構成の設計	○	○			
		3 監視・制御項目の設計	○	○			
		4 各種機器仕様の設計	○	○			
	直流電源設備の設計	1 整流器の機器仕様	○	○			
		2 蓄電池の機器仕様	○	○			
		3 機器配置及び配線ビット等	○	○			
	機器配置及び室内広さの設計	1 設備の配置設計	○	○			
	構内伝送路の設計	1 電線ケーブル等の選定及び仕様	○	○			
		2 構内端末機器の配線設計	○	○			
	空調調和設備の設計	1 空調方式の設計	○	○			
		2 発熱量の算出及び冷却能力の算出	○	○			
		3 自動制御方式の設計	○	○			
		4 空調調和機器の選定及び機器配置の設計	○	○			
		5 各種機器仕様の設計	○	○			
電力系遠方監視制御設備設計（子局、孫局）	監視・制御・計測等項目の設計	1 伝送項目の検討	○	○			
		2 監視・制御・計測項目表の作成	○	○			
	伝送方式の設計	1 通信方式	○	○			
		2 通信回線	○	○			
		3 伝送速度	○	○			
		4 伝送制御	○	○			
		5 通信回線網構成	○	○			
		6 通信回線網伝送路損失	○	○			
	各種機器仕様の設計	1 伝送装置	○	○			
		2 モニタ装置（管理事務所）	○	○			
	伝送路の設計	1 電線保護材の選定及び仕様	○	○			
		2 電線ケーブル等の選定及び仕様	○	○			
	機器配置及び室内広さの設計	1 機器配置及び配線ビット等	○	○			
		2 室内広さの検討	○	○			
通信土木工事の設計	通信用管路の設計	3 機器間配線ケーブルの対数及び芯線数	○	○			
		1 通信土木施設等の選定			○		
		2 管路伸縮計算及び伸縮継手の選定等			○		
		3 強度計算			○		
		4 電磁誘導妨害電圧の予測計算			○		
		5 管路直線図の作成			○		
		6 管路布設平面図及び縦断面図の作成			○		
		7 標準横断面図の作成			○		
		8 特殊工法図の作成			○		
	非常電話機用電源引込設備の設計	9 標準材料図の作成			○		
		1 平面図及び断面図の作成			○		
		2 強度計算			○		
	電力用横断管路の設計	3 電力会社との打合せ			○		
		1 通信土木施設等の選定			○		
		2 管路伸縮計算及び伸縮継手の選定等			○		
		3 強度計算			○		
		4 電磁誘導妨害電圧の予測計算			○		
		5 管路直線図の作成			○		
		6 管路布設平面図及び縦断面図の作成			○		
		7 標準横断面図の作成			○		
		8 特殊工法図の作成			○		
		9 標準材料図の作成			○		
	通信用線路の設計	1 通信用線路の設置位置等の選定			○		
		2 ケーブル温度伸縮計算及びハンドホール内余長の算出			○		
		3 線路直線図の作成			○		
		4 布設平面図及び縦断面図の作成			○		
		5 心線接続図の作成			○		

設 計 項 目			設 計 区 間				
細 目	項 目	内 容	小高SIC (上り)	小高SIC (下り)	浪江IC～ 南相馬IC	広野IC～ ならはPA	長町IC
路側無線装置等の設計	無線部及び通信制御部の設計	1 機器選定及び仕様	○	○			
		2 給電線	○	○			
		3 処理方法	○	○			
	設置位置の設計	1 機器配置及び基礎・支柱・配線ビット等	○	○			
		2 アイランドのはつり・配管等	○	○			
	配線・電源の設計	1 配線ルートの決定	○	○			
		2 電線ケーブル等の選定及び仕様	○	○			
		3 分電盤の設置位置の選定及び仕様	○	○			
		4 電線保護材の選定及び仕様	○	○			
		5 機器の接地の検討	○	○			
E T C 車線表示板等の設計	設置位置の設計	1 機器配置及び基礎・支柱・配線ビット等	○	○			
		2 アイランドのはつり・配管等	○	○			
		3 C型道路情報板との配置検討	-	-			
	表示板・表示灯及び路側表示器の機器選定及び仕様	1 表示板・表示灯及び路側表示器の機器選定及び仕様	○	○			
		2 電線ケーブル等の選定及び仕様	○	○			
	配線・電源の設計	2 分電盤の設置位置の選定及び仕様	○	○			
		3 電線保護材の選定及び仕様	○	○			
		4 機器の接地の検討	○	○			
		1 機器配置及び配線ビット等		○			
		1 機器選定及び仕様		○			
車線監視制御盤の設計	設置位置の設計	1 配線ルートの決定		○			
	車線監視制御盤の設計	2 電線ケーブル等の選定及び仕様		○			
	配線・電源の設計	3 機器の接地の検討		○			
		1 機器配置及び配線ビット等		○			
		1 機器選定及び仕様		○			
料金所サーバ・I C カード処理装置の設計	設置位置の設計	1 配線ルートの決定		○			
	料金所サーバ・I C カード処理装置の設計	2 電線ケーブル等の選定及び仕様		○			
	配線・電源の設計	3 機器の接地の検討		○			
		1 各種路側機器の機器配置及び基礎・支柱・配線ビット等	○	○			
		2 アイランドのはつり・配管等	○	○			
路側機器の設計	設置位置の設計	1 機器選定及び仕様	○	○			
		1 配線ルートの決定	○	○			
	各種路側機器の設計	2 電線ケーブル等の選定及び仕様	○	○			
		3 分電盤の設置位置の選定及び仕様	○	○			
	配線・電源の設計	4 電線保護材の選定及び仕様	○	○			
		5 機器の接地の検討	○	○			
		1 機器配置及び配線ビット等	○	○			○
		2 負荷設備容量	○	○			○
		3 機器選定及び仕様	○	○			○
		1 配線ルート及び配管等		○			
料金収受機械システムとの接続設計	料金収受機械システムとの接続設計	2 電線ケーブルの仕様選定		○			
		3 責任分界点の検討		○			
		1 標示板の設置位置			○		
可変式速度規制標識設備の設計	設置位置の設計	2 監視盤及び操作卓の設置位置			-		
		3 機器配置及び基礎・支柱・配線ビット等			○		
	配線・電源の設計	1 受電地点の選定及び引込方法			-		
		2 電線保護材の選定及び仕様			○		
		3 電線ケーブル等の選定及び仕様			○		
路車間情報設備の設計	配線・電源の設計	1 受電地点の選定及び引込方法			-		
		2 電線保護材の選定及び仕様			○		
		3 電線ケーブル等の選定及び仕様			○		
放射線量計測地点表示板の設計	設置位置の設計	1 情報板の設置位置			○		
		2 監視制御盤の設置位置			-		
		3 機器配置及び基礎・支柱・配線ビット等			○		
	配線・電源の設計	1 受電地点の選定及び引込方法			-		
		2 電線保護材の選定及び仕様			○		
		3 電線ケーブル等の選定及び仕様			○		

東日本高速道路株式会社東北支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 常磐自動車道 小高スマート I C 諸設備詳細設計

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

(3－2. 受注者が設定した業務の終期)

○○自動車道 ○○設計 設計工程表

(全体履行期間)	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	<		日間
(実履行期間)	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	<		日間

場 所	日 付	村田 準備	備考
1. 設計計画			
2. 概仕様料の把握・整理			
3. 現地調査			
4. 概仕様料の整理			
5. 選定候補の設計			
6. 概仕様設計			
7. 平面図作成			
8. 断面図作成			
9. 立面図作成			
10. 断面図作成			
11. 断面図作成			
12. 断面図作成			
13. 断面図作成			
14. 断面図作成			
15. 断面図作成			
16. 断面図作成			
17. 断面図作成			
18. 断面図作成			
19. 断面図作成			
20. 断面図作成			
21. 断面図作成			
22. 断面図作成			
23. 断面図作成			
24. 断面図作成			
25. 断面図作成			
26. 断面図作成			
27. 断面図作成			
28. 断面図作成			
29. 断面図作成			
30. 断面図作成			
31. 断面図作成			
32. 断面図作成			
33. 断面図作成			
34. 断面図作成			
35. 断面図作成			
36. 断面図作成			
37. 断面図作成			
38. 断面図作成			
39. 断面図作成			
40. 断面図作成			
41. 断面図作成			
42. 断面図作成			
43. 断面図作成			
44. 断面図作成			
45. 断面図作成			
46. 断面図作成			
47. 断面図作成			
48. 断面図作成			
49. 断面図作成			
50. 断面図作成			
51. 断面図作成			
52. 断面図作成			
53. 断面図作成			
54. 断面図作成			
55. 断面図作成			
56. 断面図作成			
57. 断面図作成			
58. 断面図作成			
59. 断面図作成			
60. 断面図作成			
61. 断面図作成			
62. 断面図作成			
63. 断面図作成			
64. 断面図作成			
65. 断面図作成			
66. 断面図作成			
67. 断面図作成			
68. 断面図作成			
69. 断面図作成			
70. 断面図作成			
71. 断面図作成			
72. 断面図作成			
73. 断面図作成			
74. 断面図作成			
75. 断面図作成			
76. 断面図作成			
77. 断面図作成			
78. 断面図作成			
79. 断面図作成			
80. 断面図作成			
81. 断面図作成			
82. 断面図作成			
83. 断面図作成			
84. 断面図作成			
85. 断面図作成			
86. 断面図作成			
87. 断面図作成			
88. 断面図作成			
89. 断面図作成			
90. 断面図作成			
91. 断面図作成			
92. 断面図作成			
93. 断面図作成			
94. 断面図作成			
95. 断面図作成			
96. 断面図作成			
97. 断面図作成			
98. 断面図作成			
99. 断面図作成			
100. 断面図作成			

日 時	実施の月曜	実施時間	備 考
1. 調査・設計	有	無	
2. 調査・設計	有	無	
3. 調査・設計	有	無	
4. 調査・設計	有	無	
5. 調査・設計	有	無	
6. 調査・設計	有	無	
7. 調査・設計	有	無	
8. 調査・設計	有	無	
9. 調査・設計	有	無	
10. トラフィック調査	有	無	
11. 調査・設計	有	無	
12. 調査・設計	有	無	
13. 調査・設計	有	無	
14. 調査・設計	有	無	
15. 調査・設計	有	無	
16. 調査・設計	有	無	
17. 調査・設計	有	無	
18. 調査・設計	有	無	
19. 調査・設計	有	無	
20. 調査・設計	有	無	
21. 調査・設計	有	無	
22. 調査・設計	有	無	
23. 調査・設計	有	無	
24. 調査・設計	有	無	
25. 調査・設計	有	無	
26. 調査・設計	有	無	
27. 調査・設計	有	無	
28. 調査・設計	有	無	
29. 調査・設計	有	無	
30. 調査・設計	有	無	
31. 調査・設計	有	無	
32. 調査・設計	有	無	
33. 調査・設計	有	無	
34. 調査・設計	有	無	
35. 調査・設計	有	無	
36. 調査・設計	有	無	
37. 調査・設計	有	無	
38. 調査・設計	有	無	
39. 調査・設計	有	無	
40. 調査・設計	有	無	
41. 調査・設計	有	無	
42. 調査・設計	有	無	
43. 調査・設計	有	無	
44. 調査・設計	有	無	
45. 調査・設計	有	無	
46. 調査・設計	有	無	
47. 調査・設計	有	無	
48. 調査・設計	有	無	
49. 調査・設計	有	無	
50. 調査・設計	有	無	
51. 調査・設計	有	無	
52. 調査・設計	有	無	
53. 調査・設計	有	無	
54. 調査・設計	有	無	
55. 調査・設計	有	無	
56. 調査・設計	有	無	
57. 調査・設計	有	無	
58. 調査・設計	有	無	
59. 調査・設計	有	無	
60. 調査・設計	有	無	
61. 調査・設計	有	無	
62. 調査・設計	有	無	
63. 調査・設計	有	無	
64. 調査・設計	有	無	
65. 調査・設計	有	無	
66. 調査・設計	有	無	
67. 調査・設計	有	無	
68. 調査・設計	有	無	
69. 調査・設計	有	無	
70. 調査・設計	有	無	
71. 調査・設計	有	無	
72. 調査・設計	有	無	
73. 調査・設計	有	無	
74. 調査・設計	有	無	
75. 調査・設計	有	無	
76. 調査・設計	有	無	
77. 調査・設計	有	無	
78. 調査・設計	有	無	
79. 調査・設計	有	無	
80. 調査・設計	有	無	
81. 調査・設計	有	無	
82. 調査・設計	有	無	
83. 調査・設計	有	無	
84. 調査・設計	有	無	
85. 調査・設計	有	無	
86. 調査・設計	有	無	
87. 調査・設計	有	無	
88. 調査・設計	有	無	
89. 調査・設計	有	無	
90. 調査・設計	有	無	
91. 調査・設計	有	無	
92. 調査・設計	有	無	
93. 調査・設計	有	無	
94. 調査・設計	有	無	
95. 調査・設計	有	無	
96. 調査・設計	有	無	
97. 調査・設計	有	無	
98. 調査・設計	有	無	
99. 調査・設計	有	無	
100. 調査・設計	有	無	

3 貸与資料

通 番	日 付	貨物の名称	貨物の時期	計 量 単 位	備 考
1	1949.1.5(001.1.540)	1 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
2		2 寒天(板状)片製(西)	有 ・ 無		
3		3 寒天(筒状)片製(西)	有 ・ 無		
4		4 寒天(筒状)片製(西)	有 ・ 無		
5		5 寒天(筒状)片製(西)	有 ・ 無		
6		6 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
7		7 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
8		8 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
9		9 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
10		10 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
11		11 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
12		12 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
13		13 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
14		14 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
15		15 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
16		16 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
17		17 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
18		18 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
19		19 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
20		20 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
21		21 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
22		22 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
23		23 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
24		24 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
25		25 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
26		26 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
27		27 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
28		28 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
29		29 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
30		30 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
31		31 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
32		32 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
33		33 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
34		34 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
35		35 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
36		36 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
37		37 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
38		38 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
39		39 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
40		40 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
41		41 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
42		42 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
43		43 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
44		44 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
45		45 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
46		46 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
47		47 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
48		48 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
49		49 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
50		50 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
51		51 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
52		52 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
53		53 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
54		54 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
55		55 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
56		56 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
57		57 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
58		58 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
59		59 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
60		60 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
61		61 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
62		62 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
63		63 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
64		64 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
65		65 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
66		66 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
67		67 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
68		68 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
69		69 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
70		70 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
71		71 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
72		72 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
73		73 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
74		74 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
75		75 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		
76		76 糖形粉(のり)片製(西)	有 ・ 無		

4 關係機關協議

[illegible]

4 その他重要事項

[illegible]

5 協議內容、結果等

	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果
協議内容概要等				

6 照查内容

刺原の暗香燈 無く茶暗燈 茶香燈 茶香燈 ③本張	茶香燈 茶香燈 茶香燈 茶香燈 刺原の暗香燈 無く茶暗燈 茶香燈 茶香燈 ③本張	茶香燈 茶香燈 茶香燈 茶香燈 刺原の暗香燈 無く茶暗燈 茶香燈 茶香燈 ③本張	茶香燈 茶香燈 茶香燈 茶香燈 刺原の暗香燈 無く茶暗燈 茶香燈 茶香燈 ③本張
--	---	---	---

※ 京大の上杉水戸イニ、芝居内陣には作者である、非道と狂書生(特許)と怪筆の区別を認めるようであること。

- 1 演劇工芸書庫(横濱市磯子区)をめぐっての目的。
- 2 演劇工芸書庫(横濱市磯子区)と民間機関(芝居)による資料入手と非道と怪筆の芝居(芝居内陣)を促進する意味。
- 3 民間機関(芝居)と資料入手と非道と怪筆の芝居(芝居内陣)を促進する。
- 4 民間機関(芝居)と資料入手と非道と怪筆の芝居(芝居内陣)を促進する。
- 5 民間機関(芝居)と資料入手と非道と怪筆の芝居(芝居内陣)を促進する。

※作反響の留意事項

- ① 関係諸協会等については該当事項その都度記入のこと
- ② 協議事項に上りたる原因の場合工場のクテヤウを明示すること
- ③ 工場計画上に大幅な変更が生じた場合、協議内に業主者に指示し謝罪を行うこと。

而(な)ち、本書は一定の定本のものではない、上記趣旨を瞭解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用すること基本とする。